

上牧町手話言語条例（案）

言語は、お互いの感情をわかり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は音声言語である日本語とは異なる言語であり、手や指、体などの動きや顔の表情を使って視覚的に表現する独自の文法体系を持つ言語として、ろう者の中で大切に育まれてきました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められず、使用できる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

このような状況の中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話は言語であると位置づけられたため、手話に対する正しい理解を深め、手話を使用しやすい環境を整えていくことが求められています。

上牧町は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる町を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、全ての町民が互いに理解し合い共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の言語体系及び歴史的背景を持つ文化的所産であることを理解し、手話を

必要とする人が手話という言語により意思疎通を円滑に図る権利を有するという基本的な認識の下に行われなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、町民及び事業者に対して手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備するための施策を推進するものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、手話に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、手話に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供及び手話を必要とする人が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 町は、次に掲げる施策について総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話を理解するための機会の提供に関する施策
- (2) 手話の普及及び啓発に関する施策
- (3) 手話により意思の疎通ができる環境の整備に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

2 町は、前項に規定する施策について、障がい者のための施策に関する町の計画と調和を保ちながら推進するものとする。

3 町は、第1項に規定する施策の実施に当たっては、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けながら推進していくものとする。

(災害時の対応)

第7条 町は、災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及び意思疎通の支援について必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第8条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。